



平成 20 年 5 月 14 日

各 位

会社名 二 子 八 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 井 上 洋 一 郎
(コード番号 7943 東証一部・名証一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 今 尾 圭 久
(TEL 052 - 220 - 5115)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション導入に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 14 日開催の取締役会において、取締役に対して株式報酬型ストックオプションを導入することを決議し、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 71 期定時株主総会に付議することにいたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 目的

企業価値の持続的な向上を意識した経営をより迅速に推進するため、役員報酬と当社の企業価値との連動性を高めて株主と利害を一致させることにより、業績向上・株価上昇への意欲や士気を高めることを目的に、役員の退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対し株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1) 株式報酬型ストックオプションによる報酬等

取締役報酬の総額は、平成 19 年 6 月 26 日開催の定時株主総会以降、年額 3 億円以内としておりますが、これとは別枠にて、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について年額 1 億円を上限として設ける予定であります。

(2) 株式報酬型ストックオプションの内容

新株予約権の総数および目的である株式の種類および数

新株予約権の個数は、1,000 個を 1 年間の上限とします。新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの株式の数は(以下「付与株式数」)は 100 株とします。従って、目的である株式の数は、100,000 株を 1 年間の上限とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算定した価額を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた取締役は、当該払込金額の払込みに代えて、その債務を当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日から 35 年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日を最終日とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会決議による承認を要するものとします。

権利行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとし、その他の権利行使の条件については、当社取締役会において決定するものとします。

その他の新株予約権の内容等

上記の細目およびその他の新株予約権の内容については、当社取締役会において決定するものとします。

以 上